第174回宮城県都市計画審議会議事録

日 時: 平成 26 年 10 月 28 日 (火)

午前 10 時 30 分から 11 時 15 分まで

場 所: 県庁行政庁舎9階 第1会議室

○次第

- 1 開 会
- 2 報 告 第 173 回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について
- 3 議案審議 (1件) 議案第 2311 号 石巻広域都市計画道路の変更について
- 4 その他
- 5 閉 会

○出席委員

伊藤 直 司 公益財団法人宮城県スポーツ振興財団理事長

小野田 泰 明 東北大学大学院工学研究科教授

森 杉 壽 芳 日本大学総合科学研究所教授

佐々木 康 雄 農林水産省東北農政局長(代理)

永 松 健 次 国土交通省東北運輸局長(代理)

縄 田 正 国土交通省東北地方整備局長(代理)

横 内 泉 宮城県警察本部長(代理)

奥 山 恵美子 宮城県市長会会長(代理)

鈴 木 勝 雄 宮城県町村会会長

内 海 太 宮城県議会議員

川 嶋 保 美 宮城県議会議員

佐々木 征 治 宮城県議会議員

下 山 孝 雄 宮城県町村議会議長会会長

(以上13名,敬称略)

○審議結果

・議案第2311号(石巻広域都市計画道路の変更について)

【議決】原案を承認する。

○議事

平成 26 年 10 月 28 日 (火) 午前 10 時 30 分 開会

1 開 会

○事務局(槇総括) 定刻になりましたので、ただいまから第 174 回宮城県都市計画審議会を開催いたします。

(1)会議の成立

○事務局(槇総括) 議事に入ります前に、本日の会議の定足数でございますが、現時点におきまして、代理出席の方を含め 13 名の委員の御出席をいただいております。定足数の 10 名を超えておりますので、都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定によりまして、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

また,委員の皆様におかれましては,御発言の際は,マイクをお渡ししますので,挙手して いただきますようお願い申し上げます。

それでは、審議をお願いいたしますが、会議の議長は、条例第5条第1項の規定によりまして、会長が行うこととなっておりますので、森杉会長、よろしくお願いいたします。

(2)議事録署名人の指名

○森杉議長 早朝からお集まりいただきありがとうございました。それでは、ただいまから会議を 開きます。

はじめに、本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。伊藤直司委員と内海太委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

2 報告

- ○森杉議長 次に, 第173回の審議会における議案の処理状況について, 事務局から報告をお願いいたします。
- ○事務局(尾形都市計画課長) はい。それでは、前回の議案の処理結果につきまして御説明いたします。お手元の『議案書』の3ページを御覧ください。前回、第173回の審議会におきまして、議案第2308号ほか2件について御審議頂きました。処理結果の欄に記載の通り、審議結果に基づき所定の手続をすべて完了しておりますことを御報告いたします。以上でございます。
- ○森杉議長 ありがとうございました。御質問ございませんか。よろしゅうございますか。

[「はい」と発言する者多数あり]

○森杉議長 それでは、以上で第173回の審議会における議案の処理報告を終わります。

3 議案審議

議案第 2311 号 石巻広域都市計画道路の変更について

○森杉議長 議案審議に入ります。本日の審議件数は、議案第 2311 号の1件となっております。 1件のために皆様方に御足労頂いたわけですが、復興事業の一環として緊急のものでございます ので、あらためて御審議頂きたくお願い申し上げております。

それでは、議案第 2311 号「石巻広域都市計画道路の変更について」を議題といたします。事務局から議案の内容を御説明お願いいたします。

○事務局(尾形都市計画課長) それでは、議案第 2311 号「石巻広域都市計画道路の変更について」を御説明いたします。『議案書』の5ページをお開き願います。

ここには、今回の変更する道路につきまして、右から、種別・名称・位置・区域・構造と、備 考欄に変更前の内容を記載してございます。上段に「3・2・2 号門脇流留線」、下段に今回矢本 大曲線から名称変更する「3・4・113 号矢本門脇線」について、その変更内容を記してござい ます。今回の変更内容は、都市計画道路「3・4・113 号矢本大曲線」を「3・4・113 号矢本門脇 線」に名称を改めた上で、延長・区域などを変更し、併せて「3・2・2 号門脇流留線」の延長・ 区域などを変更するものでございます。計画書のゴシック体で強調している箇所が変更点でございます。

同じく5ページの下に、変更の理由を記載してございます。変更の理由ですが、東日本大震災により甚大な被害を受けた石巻沿岸地域において、広域的な道路ネットワークを形成し緊急輸送時の速達性の確保や地域間の連携を強化するため、都市計画道路を変更するものでございます。

6ページを御覧ください。都市計画の総括図になってございますが、図面の上側が北となって おりまして、西側に東松島市、東側に石巻市、南側に石巻港が立地してございます。図面左半分 を東西に横断し図面中央付近から北に向かうように、水色で示しました「三陸縦貫自動車道」や 緑色で示しました「国道 4 5 号」が走ってございます。また、図面左半分の真ん中当たりには、 ちょっと分かりづらいですが、東松島市と石巻市の行政界となります「定川」が、図面中央付近 には南北に蛇行しながら「旧北上川」が流れてございます。

今回の変更に関する路線は、「 $3\cdot 4\cdot 113$ 号矢本大曲線」と「 $3\cdot 2\cdot 2$ 号門脇流留線」の 2 路線でございます。図面左上に旗揚げされております「 $3\cdot 4\cdot 113$ 号矢本大曲線」は緑色で示しました「国道 4 5 号」との交差点を起点といたしまして東松島市を東西に横断する道路で、右下に旗揚げされている「 $3\cdot 2\cdot 2$ 号門脇流留線」は石巻市の沿岸部を東西に横断する道路となってございます。ともにピンク色の部分が既に都市計画決定されている区間でございまして、今回、これに赤色の部分を追加するものであります。

ここで、都市計画道路の変更内容を御説明する前に、東松島市及び石巻市の復興まちづくり計

画における、これら2路線の位置付けにつきまして御説明したいと思います。『参考資料』の1ページをお開き願います。これは、東松島市の矢本周辺地区における復興まちづくり事業をとりまとめました「復興まちづくり事業カルテ」となってございます。先ほどと同じように図面の上が北となっておりまして、先ほどの『議案書』6ページの総括図の左半分の範囲を示したものでございまして、一番右端に先ほどの「定川」が流れてございます。当該地域におきましては、復興まちづくりの方向性として、下の方に黄色実線で示しております防潮堤を「第1防御」、赤実線で示しております防災盛土を「第2防御」、緑実線で示している嵩上げ道路や防災盛土などを「第3防御」とする多重防御施設の整備によりまして、災害に強いまちづくりを進めることとしております。

今回, 東松島市において都市計画変更する「3・4・113 号矢本大曲線」を紫の破線で示しておりますが, 緑実線の「第3防御」よりも内陸側に位置していることから, 道路構造がこれら多重防御施設とは異なり, そのほとんどの区間で周辺の地盤高と同等程度の高さの道路となります。

『参考資料』の2ページをお開き願います。こちらには,石巻市の市街地西部地区の復興まちづくり事業をとりまとめてございます。図面の上が北となっておりまして,今度は先ほどの『議案書』6ページの総括図の右半分の範囲を示したものでございまして,南側には石巻港が位置しております。当該地域では,先ほどの東松島市と同様,復興まちづくりの方向性として,多重防御施設の整備により,災害に強いまちづくりを進めることとしておりまして,黄色実線で示している防潮堤を「第1 防御」,赤実線で示している高盛土道路を「第2 防御」としております。今回変更する「 $3 \cdot 2 \cdot 2$ 号門脇流留線」は紫色破線で示しておりますが,赤色実線と並行している部分は「第2 防御」に位置付けられていることから,その道路構造は嵩上げした高盛土構造となっております。

以上、今回変更する2路線が東松島市・石巻市の復興まちづくり計画にどのように位置付けられているかにつきまして御説明させていただきました。それでは、引き続き、今回の変更内容につきまして御説明いたします。『議案書』の6ページにお戻り願います。

まず、図面左側の「3・4・113 号矢本大曲線」についてですが、ピンク色で示しております区間が既に決定されている「3・4・113 号矢本大曲線」、今回これを東側に、図面の右側ですが、約1,700 mほど延長することとしております。延長する部分は図面の赤色で示されている区間です。これによりまして、延長がこれまでの2,270 mから3,980 mに変更となります。起点につきましてはこれまでの「東松島市矢本字一本杉」で変わりはございませんが、終点はこれまでの「東松島市大曲字横沼」から「石巻市門脇字元明神」に変更となりますことから、今回、名称を「矢本大曲線」から「矢本門脇線」に改めるものであります。

図面右側の「3・2・2 号門脇流留線」は、同じくピンクで示している区間が既に決定されている区間であります。起点は「石巻市門脇字元明神」、終点は「石巻市流留字町」となっております。今回の変更は、この起点の位置を斜め左下に付け替えるもので、図面に赤色で示している部分です。これによりまして、延長がこれまでの12,830 mから12,890 mに変更となります。

『参考資料』の3ページをお開き願います。この図面は今回矢本大曲線に新たに追加となる赤色で示した部分につきまして、詳しく示したものでございます。図面上が北となっておりまして、南北に右の方で流れている川「定川」を境に、西側が東松島市、東側が石巻市となり、北東方向

から右斜め上の方向から「北北上運河」が「定川」と合流する地形となってございます。また、平面図に「A-A断面」、「B-B断面」、「C-C断面」、「D-D断面」と示していますが、この4つの位置についての断面構成を、各々図面上に断面図に示してございます。

平面図に赤色で示されている部分のうち、上側に旗揚げされている、黄色で示されていますが、終点「東松島市大曲字横沼」から赤色表示の終点「石巻市門脇字元明神」までがこれまでの「矢本大曲線」に今回追加される部分でございます。図面の青色「交差点①」と記載している区間から「B-B断面」の左側「市道上納 58 号線」までの区間の断面構成は、「A-A断面」のとおり、3 mの車道 2 車線、幅員 3.5 mの両側自歩道、また、この自歩道と車道との間に路肩を 50 c m ずつ取りまして、さらに、この区間につきましては交差点間隔が短い距離で連続していることから、右折レーン若しくはゼブラゾーン 3 mを加えて全幅 17 mとしてございます。

「市道上納 58 号線」から「定川」を渡河し、石巻市内に入りまして、旗揚げされている終点「石巻市門脇字元明神」までの区間の断面構成は、「B-B断面」及び「C-C断面」のとおり、3 mの車道 2 車線と、道路周辺に都市的土地利用や沿道利用がないことから、北側に幅員 3.5 mの自歩道、この自歩道と車道との間に路肩を 50 c mずつ加え、全幅で 10.5 mとしております。なお、この「定川」を渡河する橋梁より東側の区間と、その先の「門脇流留線」は、「石巻市震災復興基本計画」において津波減勢のための高盛土道路に位置付けられておりますので、道路幅員に加えて、道路盛土部も含めた幅を都市計画決定しております。

『参考資料』の4ページを御覧願います。図面上段には、今回変更する都市計画道路の「定川」周辺部分の道路縦断を示しております。ピンクの線は既に都市計画決定されている「門脇流留線」の道路高でございまして、赤は今回変更しようとする道路高を示してございます。下段には「門脇流留線」と「河南石巻工業港線」との交差点平面図を示しておりますが、左側は既に都市計画決定されているもの、右側は今回変更しようとするものでございます。「定川」を渡河する橋梁より東側の区間につきましては、既に都市計画決定されている内容は、下段左側にピンクで示しているとおり、緑色で示した都市計画道路「河南石巻工業港線」に平面で接続するものでした。今回、上段の図面に赤色で示したとおり、広域的な道路ネットワークの強化のため、西側からやってきます「矢本門脇線」と接続させることから、路面高を上げ、「高盛土+橋梁構造」とし、都市計画道路「河南石巻工業港線」を立体交差して「定川」を渡河する構造に変更するものでございます。これによりまして、下段右側に示したとおり、これまでの平面交差を計画していたピンク色の部分の上下両側に、路面高を上げたことによる道路盛土部分が赤色で追加されることとなっております。

『参考資料』の3ページにお戻り願います。次に、都市計画道路「 $3\cdot 2\cdot 2$ 号門脇流留線」の変更でございますけれども、ただいま申し上げましたとおり、「定川」周辺の道路構造の変更によりまして、「門脇流留線」から直接、緑色で示した「河南石巻工業港線」にアクセスできなくなったことから、その機能代替として、図面赤色の着色のとおり、「河南石巻工業港線」に接続するよう起点の位置を下の方に降ろしまして変更するものでございます。この区間の断面構成につきましては、「D-D断面」のとおり、3 mの車道 2 車線、周辺の自歩道との連続性から、「北北上運河」側に幅員 3.5 mの自歩道、この自歩道と車道との間に路肩を 50 c mずつ、さらに、右折レーン・ゼブラ帯を考慮しまして、全幅 13.5 mとなっております。なお、『参考資料』

- の5ページから7ページまでは、それぞれ主要な交差点図を参考までに付けてございます。 以上で議案第 2311 号に関する説明を終わります。なお、縦覧の結果、意見書の提出はござい ませんでした。御審議のほどよろしくお願いいたします。
- ○森杉議長 ありがとうございました。それでは、御審議のほどをお願いいたします。御意見・御 質問、御自由にお願いいたします。 どうぞ。
- ○佐々木(征)委員 『参考資料』の3ページでございます。「A-A断面」では両サイドに自歩道 3.5 mずつ取ってますけれども、「B-B断面」の場所に来ると片側歩道と言うことで、ここは市街地ではないということでありますけれども、図面で見た限りではまだ田んぼなのかなというふうに見て取れます。それで、将来的に片側歩道部分の土地利用、両サイドですけれども、このへんのところの将来的な見通しはどうなんですか。
- ○森杉議長 どうぞ。
- ○事務局(尾形都市計画課長) 先ほど御説明いたしました「B-B断面」左側のですね,「市道上納58号線」から右側,「定川」にかかる区間につきましては,ほ場整備が入ってございまして,その土地を空けて頂く形で今回道路を整備しようとするものでございます。ですので,ここの土地利用計画については,田んぼのままということでございます。
- ○佐々木(征)委員 なるほど。わかりました。
- ○森杉議長 どうぞ。
- ○伊藤(直)委員 『議案書』6ページの幅員表示なんですけれども、左側の新しい名称で「矢本門脇線」、この区間の幅員が17 mと、そして右の方に行って「門脇流留線」、これが幅員38 mという表示があります。記載の仕方なんですけれども、一方で、『参考資料』の方の3ページをお開き願いたいと思います。これは「第2防御」ということになると思いますので、それまで都市計画決定をすると。それは理解したんですが、ここの3ページの一番下の「C−C断面」を御覧いただきたいと思います。これが幅員が43 mというふうになっております。『議案書』の記載の幅員との関わり、そして、もう一点教えていただきたかったのが、『議案書』の中で「門脇流留線」の幅員が38 mとなっていますが、どの場所が38 mになるのかという確認です。よろしくお願いします。
- ○森杉議長 どうぞ。
- ○事務局(尾形都市計画課長) 失礼いたしました。『参考資料』の3ページに記載しております

 $43\ \mathrm{m}$ につきましては、「 $\mathrm{C}-\mathrm{C}$ 断面」といいまして、「定川」を渡河して下りてくるところになるんですが、水路の幅まで都市計画決定を打ちたいということで、ここの区間については $43\ \mathrm{m}$ になってございます。そこから、3ページの図面の「北北上運河」の右側の方が「門脇流留線」になるんですが、こちらにつきましては $38\ \mathrm{m}$ の都市計画決定幅で決定をしてございます。ちょっとこの図面がですね、「 $\mathrm{C}-\mathrm{C}$ 断面」が今回の変更区間のところだけということになってございます。

- ○森杉議長 よろしいですか。
- ○伊藤(直)委員 はい。
- ○森杉議長 じゃあ私の方から一つ質問をさせていただきます。今回の新しく都市計画決定の対象になったところは、今まではここに道路を作るという計画はなかったということですね。そうすると、今回なぜそのような計画変更をすることになったのかという理由を御説明いただくと、位置付けがわかりやすいかと思います。
- ○事務局(尾形都市計画課長) 『議案書』の6ページの図面を見ていただきますと、当初は「矢本大曲線」につきましても、「国道45号線」から、ちょっと見づらいんですが、終点の「東松島市大曲字横沼」のところに工業港の方に向かう県道の路線がございまして、そこまでを都市計画決定させていただいておりました。「門脇流留線」につきましても石巻市内で完結するようになっておりましたが、今回広域的な都市ネットワークを構成するということで、この「矢本大曲線」と「門脇流留線」を一体的につなぐことによりまして、ネットワークの位置付けを確定しようとしたものでございます。
- ○森杉議長 そうすると、「国道45号線」のバイパスと言ったような機能を果たすことを狙って いるということですか。
- ○事務局(尾形都市計画課長) 石巻市内の中に入っていきますと、「国道398号線」というのが街中を走っているんですが、この「門脇流留線」の、石巻港の上に「河南石巻工業港線」というのがあったんですが、それが「石巻港I. C」からしかネットワークされておりませんので、矢本方面からのネットワークがなかったということで、会長おっしゃるとおり、どちらかといえば「国道45号線」のバイパス的要素も含んでいると思います。
- ○森杉議長 わかりました。はい、どうぞ。
- ○内海委員 事業着手の見通しや事業費, それから完成年度はいつ頃を予定しているんですか。

○事務局(尾形都市計画課長) ちょっと事業費は今調べてございますけれども、事業の完成年度は今のところ平成29年度完了を目標に動いてございます。全体的に、簡単に御説明いたしますと、『議案書』6ページの図面でいきますと、起点のピンクの「矢本字一本杉」から黄色い終点の「横沼」までの区間につきましては現道拡幅になりますので、こちら用地が先行してございます。ですので、遅くとも年度内には発注が可能となるかなと思ってございます。また、黄色の「横沼」から「元明神」の「定川」を越える部分につきましては、本年度、「定川」の橋梁下部工に着手していきたいと思っております。今回、都市計画決定を御承認いただきましたら、それを受けて事業認可をとりまして、下部工に着手してまいりたいと思っております。また、「門脇流留線」につきましては、全区間、復興交付金事業として認められておりますので、今、国土調査の関係で用地でゴタゴタしておったんですが、何とか国土調査の関係も調整がついたということで、やっと用地にかかっておりますけれども、なるべく用地をまとめて一定区間で工事を発注してまいりたいと。また、「旧北上川」を越えた右側の区間、魚市場の背面の区間につきましては工事を発注しておりまして、11 月議会で全延長期間について議会の議決を受けようということで、決まれば年明けから現場が着手されるということになると考えてございます。

もう1つ,事業費でございますが、今回の全区間を入れまして、復興交付金で認めていただいております全事業費が257億円ということになります。

- ○森杉議長 復興交付金ということは全額国費ということですか。
- ○事務局(尾形都市計画課長) はい。そのようになってございます。
- ○森杉議長 はい。お願いします。
- ○小野田委員 このあたり、「門脇流留線」のところには、「南浜祈念公園」が整備されたりとか、 石巻市の市街地内部に入るのに非常に混雑が予想される中、「国道45号線」も常態的に混んで いるし、南からの幹線にしようということも計画中だったりしますので、全体として、機能的に はいい計画だなとは思っておりますが、3点だけお伺いします。

「石巻港I. C」を下りて「河南石巻工業港線」を通って「門脇流留線」に左折して入るんですけれども、今回、交差点形状が改良されて、いったん左折して今度は右折するということで、アクセス的には悪くなりますよね。これが経済的なのは何となくわかりますけれども、せっかくお金をかけて改修するのに、交差点形状が、中期的に見て、かえって「石巻港I. C」から「門脇流留線」へ入るアクセスが悪くなるんじゃないかというあたりの問題点についてが1つです。

もう1つは、これは高盛土道路で地域全体の防災力を上げるのはいいと思うんですけれども、 高盛土道路で囲まれたヘタ地みたいな土地がたくさん出てきて、従来ならフラットで非常に価値 が高かった土地が非常に微妙な場所になるということがあります。この「門脇流留線」の交差点 のところも、「河南石巻工業港線」にはフラットで接続していますけれども、それ以外は高盛土 で囲われる、三角のヘタ地みたいな微妙な場所になってしまうんですけれども、そういうヘタ地 活用の観点についてはどういうふうにお考えかお伺いしたいと思います。これは交差点設計の副 産物というか、それに関係する項目だと思いますけれども、これが2点目です。

それから、いま議長からも御指摘がありましたけれども、事業費が 257 億円ということで、た ぶん高盛土の一部と「定川」を渡河する橋梁が入っていますので結構高いんだと思いますが、「鎮守大橋」などの計画もありますので、「橋インフラ」と言うんですかね。人口が減っている中で、復興事業によって非常に公物が増える。橋梁というのは鉄骨で造りますので、海に近いとメンテナンスコストもかかるということもあります。初期投資としてはいいんですけれども、「橋インフラ」が増えることで、その後大変なことにならないかなという気もするんですが、そのあたりの長期的なLCCMに対するようなお考えなどをお伺いできればというふうに思います。

○事務局(尾形都市計画課長) はい。1点目の「石巻港I. C」から「門脇流留線」に入る形が スムーズじゃないんじゃないかというお話しですが、『参考資料』の3ページと併せまして、6 ページにも交差点計画を入れてございますけれども、右折レーンも左折レーンもともに6ページ にも書いてございますけれども、基本的に一度左折して、また右折して、石巻市の東側の方に延びていくということで、もともとの考え方よりは、交差点の流入の問題はあるのかなという気はしますが、「河南石巻工業港線」が「門脇流留線」と併行して走っておりまして、そちらへの交通分散も考えられますので、ここについては今回、「定川」を渡河するということで、やむを得ずこのような形で「河南石巻工業港線」へのタッチを考えさせていただいたということでございます。

もう1点の高盛土道路に囲まれた三角地ですが、ここにつきましては現在廃棄物の処理場が ございまして、そこの入口につきましても「河南石巻工業港線」から入っていくということで、 ここには企業1社しかございませんので、取り合いの問題については地元に御説明をさせていた だいて、やらせていただいております。また、「門脇流留線」が工業港の裏の方でずっと高盛土 で走るんですが、「河南石巻工業港線」と高盛土の間については、現在石巻市で工業系の土地区 画整理をやりたいという話がございまして、それが入ると、側道の話もございますけれども、高 さ的には「河南石巻工業港線」と同じくらいの高さで整備がされるのだろうと。また、背面につ きましても、住居系の区画整理もございまして、その辺の関係で高さの取り合いは取れてくるの かなというふうに思っております。

また、最後のお金の話とインフラの関係ですが、今回の「矢本門脇線」「門脇流留線」両方含めまして、大きな橋構造というのは、今回の「定川」を渡河する部分の橋しかないということで、「旧北上川」が「日和大橋」をそのまま使わせていただく形になりますので、部分的に横断のボックスとかは出てまいりますけれども、基本的に大きなインフラの追加というのは、この「定川」を渡河する橋梁1本ということで考えてございます。

○小野田委員 今回の都市計画決定をする地域では橋は1本ですけど、こういうのがいっぱい出る わけじゃないですか。そうすると、1つ1つの案件では1件しかありませんよということだけど、 こういうのを重ねていくと、将来的に大変なことにならないのかなというのが質問の主旨です。 それと最初の質問ですが、確かにそのとおりだけど、手前から入れば「左折-左折」で造れるじゃないですか。何となく理由もわかるんですけど、そうしないで「左折-右折」で造ったという。 帰りよりも行きの方が時間的にはクリティカルだと思うんですよね、道路設計の場合は。そうすると、やっぱり仙台市側から来るのがメインになって、そこを優先的に道路設計をするという考え方もあったんじゃないかなと思いますが、そのあたりもお答えいただければ。

○事務局(尾形都市計画課長) いま御指摘の「河南石巻工業港線」の上の方から入って来る形も あったんだそうですけれども、ここに物件が多々ございまして、この辺を考慮した中で、先ほど 御説明した工場の脇を通った方が早期に工事に着手できるということもございまして、今回の交 差点形状を考えさせていただいております。

また、先ほどのインフラの増加につきましては、我々がやっている部分とか、河川とか、道路とか、様々な部分が復興交付金事業で整備されることになりますので、それについてはきちんとしたストックマネジメントの考えを基に管理してまいりたいというふうに思っております。

- ○森杉議長 その維持管理の観点とか、橋梁やトンネルの故障の程度に対する対策とか、いま全国 的に話題になっていると思うんですが、この点については宮城県としてはどのような方針を持っ ておられるんですか。
- ○事務局(尾形都市計画課長) いろいろな自治体とか、国でもそうなんですけど、管理物の管理ということは昔からいろいろ言われておりまして、宮城県では各自治体に先行しまして、年次が確か平成15年くらいだったと思うんですが、その頃に宮城県の「ストックマネジメント検討委員会」というのを作って、いわゆるストックのこれからの維持管理方策につきまして検討を進めてきております。今回の震災復興によりまして管理物が多々増えてまいりますので、それぞれ河川なら河川、道路なら道路・トンネル・橋という部分に分けまして、それぞれの管理物の管理計画を作っていっております。それに基づいて、今後50年なりの時間でどれだけの費用がかかるのか、その費用をどういうふうに配分していくのか。あとは、何年持つものであって、その後どうしていくのかということも含めて管理計画を作って進めていくということにしてございます。
- ○森杉議長 わかりました。
- ○小野田委員 公物が増えるのと、あと低平地でもそのままインフラが残るじゃないですか。ほとんど使わないけど低平地のインフラが残って、それの管理もしなきゃいけなくて、新たにこうやって整備すべきインフラが出て、それも管理しなきゃいけなくて、かなり面倒になる。要するに、廃道を含めて公物を除却していく方策を考えないと、マネジメントの方策だけ考えても、公物自体が膨れあがっているから、なかなか難しいような気もするんですけれども、そのあたりはどうお考えですか。ここで議論することではないと思いますけれども、参考までに。私も復興計画に関わっていて、公物を増やす方に加担してますので、いつも、短期的には確かにいいんだけど、長期的にはどうかなって心に思いながらやったりしているものですから、そのあたりの県のお考えを聞かせていただければ幸いと思います。

- ○事務局(尾形都市計画課長) 先ほども申し上げましたとおり、海岸防潮堤とか震災を契機に新たに造ったインフラというのも多々ございます。また、委員御指摘のとおり、平野部とか、山間部もそうですけれども、災害復旧で整備してそのまま管理を続けるものもございます。ただ、道路の見直しとか、そういう形で廃道にする部分も出てきますし、市町村とお話しをさせていただいて移管させていただくような部分も出てくるかと思います。それについては、今後きちんと整理した上で、どうしていくのかというのを決めて、管理してまいりたいというふうに思っております。
- ○森杉議長 非常に難しい問題ですけど、是非とも支障がないようによろしくお願いします。 よろしゅうございますか。御意見・御質問はございませんか。

[「なし」と発言する者多数あり]

○森杉議長 それでは、この案件ですが、皆様の御意見をお聞きした限りでは、この議案第 2311 号につきまして、原案のとおり承認することについて御異議ないと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と発言する者多数あり]

○森杉議長 よろしゅうございますか。それでは御異議がないものと認めて、本案件につきまして は原案のとおり承認することにいたします。ありがとうございました。

【議決】議案第2311号:原案のとおり承認する。(賛成12名,反対0名)

○森杉議長 以上で本日予定していた議案案件は終了いたしました。委員の皆様方から何かございませんか。よろしゅうございますか。

「「はい」と発言する者多数あり]

- ○森杉議長 はい。事務局から何かございませんか。
- ○事務局(尾形都市計画課長) 特にございません。
- ○森杉議長 はい。それでは、これで本日の会議を終了いたします。 皆様、御出席いただきまして、ありがとうございました。

4 閉会

○事務局(槇総括) どうもありがとうございました。これで本日の審議会を終了いたします。

平成 26 年 10 月 28 日 (火) 午前 11 時 15 分 閉会